

廃石綿・石綿含有廃棄物の荷姿について

(1) 廃石綿 レベル1 及びレベル2 (特別管理産業廃棄物)



「アスベスト廃棄物」専用の袋を用いて2重こん包を行う。

または、「アスベスト廃棄物」専用の袋を用いて2重こん包後、フレコンパックにこん包する。

(フレコンパックでこん包する場合は少量でも1袋1 m³として扱う)

廃石綿については、これ以外の荷姿での持ち込みは基本的に受け入れできません。

(荷姿についての例外)



但し、廃棄物の形状により専用袋での2重こん包が不可能な場合はブルーシート等を用いて封じ込めを行う。(要相談)

(2) 石綿含有廃棄物 レベル3 (飛散の恐れのあるもの)



例) 塗膜のはぎ取りなど

産廃の状態が飛散の恐れのあるもの(粉体・泥状)については透明の袋で2重こん包を行う。

または、透明の袋で2重梱包後、フレコンパックにこん包する。

(フレコンパックでこん包する場合は少量でも1袋1 m³として扱う)

※!注意!※ 黄色の袋を用いてのこん包は(1)の廃石綿となります。

契約書やマニフェスト等と差異が生じますので受け入れできません。

(3) 石綿含有廃棄物 レベル3 (飛散のおそれがないもの)



飛散の恐れのないものはバラでの持ち込み可ですが、可能であればフレコンパックにこん包を推奨します。

<排出業者様へお願い> 廃石綿及び石綿含有廃棄物の搬入について

搬入日前日までに処分場まで日時のご連絡をお願いします。

平日 8:30~16:30 まで ※第2第4土曜日及び日曜・祝日 受入不可

- ◆持ち込み1回につきブルーシート1枚をご持参ください。
- ◆飛散防止の措置をお願い致します。
- ◆1 m³以下の持ち込みに関しましては、一式料金となりますのでご了承願います。
- ◆石綿含有廃棄物の恐れがある品目については、石綿含有分析がない場合（石綿を含まないことが証明できない場合）は、原則として石綿含有廃棄物として処理費をいただきます。
- ◆「アスベスト専用」の黄色い袋に入れて持込まれた石綿含有廃棄物（レベル3）は廃石綿（レベル1又はレベル2）同等の扱いになります。上記（1）（2）をよくご確認ください。